

## 水質基準に関する省令の一部改正案に 関する意見募集の結果とその対応について

### 1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を改正することについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

### 2. 寄せられた意見数

水質基準に関する省令の一部改正案について 1 件の意見が提出された。

### 3. 意見に対する考え方

水質基準に関する省令の一部改正案に関する意見とそれに対する考え方を別表に整理した。

## 水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見と、意見に対する考え方

番号	大分類	意見要旨 (件数)	意見に対する考え方
1	検査法	<p>ハロ酢酸測定を LC/MS/MS 法で行う場合、告示に示されたトリクロロ酢酸のプリカーサーイオン (161, 207) とプロダクトイオン (117) では十分な感度が得られないが、プリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を使用することで、感度が十分に得られ、同時測定している他の 2 項目についても良好な結果を得ることができる。</p> <p>トリクロロ酢酸のプリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を追加していただくか、妥当性評価の結果が問題なければどのイオンを使用してもいいように告示の内容を変更して頂きたい。(1件)</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありません。</p> <p>なお、別表第 17 の 2 表 1 のモニターイオンの例は、提案検査法の審査において確認されたモニターイオンを例として示したもので、検査機関において、妥当性が確認されたモニターイオンを使用することは差し支えありません。</p>